

第23回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

日 時

令和7年6月20日（金）午後14時00分～午後16時13分

場 所

宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会室

出席委員

1番：櫻井委員（会長職務代理）、2番：恩田委員、3番：平出委員、4番：中山委員、
5番：小島委員、6番：相良委員、8番：佐藤委員（会長職務代理）、
10番：手塚（孝）委員、11番：手塚（敏）委員、12番：田崎委員、13番：永岡委員、
14番：吉澤委員、15番：福田委員、16番：伊澤委員、17番：村田委員（会長）、
18番：宇梶委員、19番：高橋委員（議席番号順）

欠席委員

7番：小野口委員

会議経過

1 開 会

出席委員17名で法定定数に達しているので、開会を宣する。

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は、議長指名により、議席番号12番の田崎委員、
13番の永岡委員の両名を指名する。

4 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：なし

訂正並びに追加：なし

5 議 事

議 長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。議案書1ページを御覧ください。
日程第1「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第1号
から6号までの6議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第1号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、譲受
人の営農に協力するため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売
買により取得し、水稻を栽培する旨の申請です。譲受人の農機具の調達状況は、
トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。申請地は、
全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事
状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると
調査しております。

議案第2号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、ミズバショウを栽培する旨の申請です。譲受人の農機具の調達状況は、トラクター1台、管理機1台を所有しております。申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第3号について御説明いたします。横川地区の申請です。譲渡人は譲受人の営農に協力するため、譲受人は自宅隣接の農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、野菜を作付する旨の申請です。農機具の調達状況は、耕運機1台を導入予定です。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第4号について御説明いたします。河内地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、現在耕作している農地を返還し、別の場所で営農を継続するため、申請地を売買により取得し、野菜を作付する旨の申請です。農機具については、耕運機1台を所有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第5号について御説明いたします。河内地区の申請です。世帯内贈与により、農地を取得し、野菜を作付する旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台を所有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第6号について御説明いたします。河内地区の申請です。譲渡人は、譲受人の耕作に協力するため、譲受人は、自宅隣接の農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、野菜を作付する旨の申請です。農機具の調達状況は、管理機1台を所有、トラクター1台を導入予定です。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議 長	議案第1号から6号について、質疑願います。
委 員	議案第1号の土地は湿地帯のようだが、田として利用できるのか。
事務局	以前、田として利用していた旨確認しております。
委 員	わかりました。
議 長	他に質疑ありますか。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第1号から6号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案書2ページを御覧ください。

日程第2「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第7号から10号までの4議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第7号について御説明いたします。平石地区の申請です。申請人は、農機具の収納場所が不足しているため、新たに農業用倉庫2棟を設置する旨の申請です。土地利用計画については、アスファルト舗装で、給排水設備は設けず、雨水については、西側の田に流入しないよう土留めし、北側及び南側の赤道、東側の水路へ流入するよう対策を図っております。申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の区域に位置することから第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行令第4条第1項第2号イ「農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するもの」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第4条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第8号について御説明いたします。平石地区の申請です。申請人は、農機具の収納場所等が不足しているため、耕作する農地の近隣に新たに農業用倉庫1棟及び堆肥置場を設置する旨の申請です。土地利用計画については、申請地を整地し、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は農用地であります。農業用施設用地として令和7年5月12日に農用地からの用途区分変更済であり、農地法第4条第6項ただし書に規定する「農用地区域内農地を農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実効も支障がないと認められることから、農地法第4条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第9号について御説明いたします。横川地区の申請です。申請人は、既存の農業用倉庫等が手狭なため、申出地に集荷等管理室1棟のほか、農業用機械倉庫1棟、車両置場7台分、籾殻肥料置場2か所を整備する旨の申請です。土地利用計画については、一部を砂利敷きとし、給排水設備は設けず、雨水は自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は農用地であり

ますが、農業用施設用地として令和7年5月12日に農用地から用途区分変更済であり、農地法第4条第6項ただし書に規定する「農用地区域内農地を農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実効も支障がないと認められることから、農地法第4条の許可要件を満たしているものと調査しております。

議案第10号について御説明いたします。富屋地区の申請です。申請人は、農作業の効率化を図るため、耕作する農地の隣接に休憩室兼作業所1棟、及び従業員駐車場を整備する旨の申請です。土地利用計画については、申請地の一部は砂利敷きとし、給排水設備は設けず（簡易トイレを汲み取り式で使用し、）雨水は敷地内に自然浸透させるものです。申請地は農用地ではありますが、農業用施設用地として令和7年5月12日に農用地から用途区分変更済であり、立地基準において許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実効も支障がないと認められることから、農地法第4条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第7号から10号について、質疑願います。

委員 （意見等なし）

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第7号から10号について、「申請のとおりに許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長 御異議がないので、そのように決定します。3ページを御覧ください。

日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第11号から15号までの5議案について一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第11号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は、発電・売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、平成7年7月13日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。本件は、FIT法による売電を行うものではなく、譲受人と小売電気事業者との間で、非FIT太陽光発電所で発電された電気の売買契約を締結しております。申請地における太陽光発電の主な概要ですが、太陽光パネル168枚を設置し、年間発電量103,618キロワットアワーを予定しており、売電単価税込み8.5円で計算しますと、経費を差し引いた年間の利益は67万円程度となる見込みです。土地利用計画については、申請地を整地した後にパネルを設置し、周囲はフェンスで囲む計画であり、雑草が繁茂しないよう定期的に除草作業を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費、施設整備等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されてお

ります。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第12号について御説明いたします。清原地区の申請です。借受人は、住宅の建替えに伴い、申請地に20年間の使用貸借権を設定し、住宅敷地を拡張して自己用住宅を建築する旨の申請であり、現在の宅地440.92平方メートルを同時利用する計画となっております。借受人は、貸付人の子であり、都市計画法第34条14号の「住宅敷地の拡張」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続し、雨水は自然浸透処理する計画です。資金計画については、建物建設費等を、全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ500メートル以内に2つ以上の公共施設として、星の杜幼稚園と小中学校の教育施設があることから第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第13号について御説明いたします。穂野地区の申請です。譲受人は、持家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請であり、都市計画法第34条14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽にて宅内処理するもので、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が、10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号、「集落に接続して設置されるもの」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第14号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲受人は、現在下栗町で、経営している自動車整備工場の立ちのきに伴い、申請地を売買により取得し、近隣に自動車整備工場を建築する旨の申請です。都市計画法第34条第1号の「日常必需品の販売、修理として、自動車整備工場」に該当します。土地利用計画については、敷地内はアスファルト舗装とし、整備工場1棟を建築するもので、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は雨水浸透槽にて敷地内浸透させる計画となっております。資金計画

については、土地取得費及び建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第35条第4号の「流通業務施設、休憩所、給油所、その他これに類する施設」で、一般国道又は都道府県道の沿道に設置されるものに該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第15号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に期間の定めがない使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、建物建築費等を自己資金及び融資により賄う計画で、金融機関の残高証明書及び融資見込証明書が添付されております。申請地は、令和7年4月25日付けで農振農用地から除外となり、除外後は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第11号から15号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第11号から15号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。4ページを御覧ください。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第16号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第16号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。借受人は、発電・売電するため、申請地に30年間の地上権を設定し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。本件は、FIT法による売電を行うものではなく、借受人と小売電気事業者との間で、非FIT太陽光発電所で発電された電気の売買契

約を締結しております。申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光発電モジュール2,004枚を設置し、年間発電量1,590,751キロワットアワーを予定しており、売電単価税込み14.5円で計算いたしますと、年間の利益は863万円程度となる見込みです。土地利用計画については、申請地を整地した後にパネルを設置し、周囲は1.5メートルのフェンスで囲む計画となっており、雑草が繁茂しないよう除草作業を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費及び施設整備費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、瑞穂野地区市民センターから500メートル以内の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第16号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第16号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。5ページを御覧ください。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第17号及び18号について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第17号について御説明いたします。雀宮地区の申請です。借受人は、既存の駐車場が手狭なため、申請地に20年間の賃借権を設定し、駐車場を拡張する旨の申請です。借受人は、平成10年9月9日に設立された社会福祉法人で、特別養護老人ホーム等の経営を主な目的としております。土地利用計画については、敷地内は砂利敷きとし、自動車95台分を整備する計画で給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、造成費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、不許可の例外で農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存施設の拡張」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第18号について御説明いたします。城山地区の申請です。借受人は、園芸用土を採取するため、申請地に1年間の賃借権を設定し、採掘場として一時転用する旨の申請です。借受人は、個人事業主として、園芸用土の採掘及び販売等

を行っております。計画によりますと、作業時間は午前8時00分から午後5時00分まで、保安距離については、隣接地から1メートル以上を設け、掘削角度は45度、掘削の深さは2.5メートルを遵守し、周辺はネットフェンスを設置し、安全操業に努める計画となっております。埋戻し用土については、鹿沼市の山林整地事業で発生した土砂3,731立方メートルを用い、表土については、申請地の表土50センチで埋め戻す計画となっております。使用する重機等については、関連会社所有のバックホー1台、ショベルカー1台、10トンドンプ1台にて行う計画となっております。借受人の農地における土採取の実績は今回初めてであります。借受人が代表を務める法人の実績として、前々回地は、壬生町の畑2,800平方メートルで、令和元年5月19日に許可を受け、100パーセント埋め戻しが完了し、農地に復元されており、前回地は、壬生町の田3,027平方メートルで、令和5年6月28日に許可を受け、こちらも100パーセント埋め戻しが完了し、農地に復元されております。資金計画については、賃料及び事業費の全てを自己資金で賄う計画で、金融機関の残高証明が添付されております。申請地は農振農用地であります。一時転用で農地に復元する計画であることから、立地基準の不許可の例外に該当します。なお、申請書には、「安全操業に努め、土採取に伴う災害を発生させないこと及び採取後は現在の農地同様の耕作可能な農地に復元し、農業委員立会いのもとで完了報告を行う旨の誓約書」が添付されていることから、改めて条件を付す必要はないと思われま。以上のことから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第17号及び18号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第17号及び18号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。6ページを御覧ください。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第19号から21号までの3議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第19号について御説明いたします。城山地区の申請です。譲受人は、貨物自動車運送事業を営んでおりますが、資材置場がないため、申請地を売買により取得し、近隣に資材置場を整備する旨の申請です。譲受人は、昭和55年10月2日に設立した法人で、貨物自動車運送事業等を主な目的としております。土地利用計画については、敷地内な砂利敷きとし、ビニールハウス等に使用するパイプ置場や大谷石を置くパレット置場、車両の転回スペースなどを確保する

もので、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費及び土地造成費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第20号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。借受人は、自動車販売・整備及び飲食店を併設した店舗を経営しておりますが、既存の駐車場が店舗から離れているため、隣接地である申請地に5年間の賃借権を設定し、駐車場を移転する旨の申請です。借受人は、平成18年7月7日に設立された法人で、自動車の販売・整備等を主な目的としております。土地利用計画については、敷地内を砂利敷きとし、70台分の駐車場を整備するもので、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費及び造成費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第21号について御説明いたします。上河内地区の申請です。借受人は、事業拡大に伴い、耕作する農地の隣接に作業所及び乾燥施設を建築する旨の申請です。借受人は平成17年2月8日に設立された法人で、農産物の生産、加工、販売を主な目的としております。土地利用計画については、敷地内は砂利敷とし、乾燥調製作業場、籾殻庫及び米の保管倉庫を建築する計画で、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に浸透槽を設置し、敷地内で処理する計画となっております。申請地への乗り入れは、西側の水路にボックスカルバートを設置して通行するため、道路管理課に法定外公共物占用許可申請が提出されており、西鬼怒川土地改良区より、ボックスカルバート設置についての同意書が添付されております。また、盛土規制法に関する宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請についても、都市計画課に申請済みです。資金計画については、建築費等を全額融資により賄う計画で、日本政策金融公庫及び農林中央金庫より、融資について了承していることを確認済みです。申請地は農用地であります。農業用施設用地として令和7年2月20日に農用地からの用途区分変更済みであり、立地基準において許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第19号から21号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第19号から21号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。7ページを御覧ください。日程第4「農地法第3条及び5条の規定による許可処分の取消願について」、議案第22号から24号までの3議案について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第22号から24号は、関連しているため、まとめて御説明いたします。

清原地区の願出です。各願出人は、営農型太陽光発電施設の設置に伴い、10年間の賃借権、区分地上権及びパネルの支柱部分の一時転用の許可を令和7年1月29日付けで受けましたが、当該地の水はけが悪く、暗渠排水等による改善を図ったものの改善されず、耕作が困難なことから、許可処分の取消願があったものです。願出地は転用されておらず、農地であることが確認できたことから、取消はやむを得ないものと調査しております。

議長 議案第22号から24号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第22号から24号について、「許可処分を取消す」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。8ページを御覧ください。日程第5「農業振興地域整備計画の軽微な変更(用途区分の変更)に係る意見について」、議案第25号を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第25号について御説明いたします。平石地区の申出です。申出人は、平石地区において、農業を営んでおりますが農機具置場等が不足しているため、自宅近隣に農業用資材置場、農業用機械置場等を整備する旨の内容です。土地利用計画については、一部をコンクリート敷きとし、給排水設備は設けず、雨水は自然浸透させるものです。申出地を転用することで、周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれもなく、申出事由についても問題ないことから、農用地から農業用施設用地に変更することについて、問題ないものと調査しております。

議長 議案第25号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第25号について、「変更を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (意見等なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。9ページを御覧ください。日程

第6「農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について」、議案第26号を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第26号は、富屋地区の届出です。届出人は、富屋地区において、苺を作付けしておりますが、農作業の効率化を図るため、圃場近隣の当該地に、農業用資材置場を整備する旨の届出です。転用面積は165平方メートルであり、2アール未満となっております。土地利用計画については、給排水設備は設けず、雨水は敷地内自然浸透とする計画です。申出地を転用することで、周辺農地への影響はないものと調査しております。以上のことから、届出を受理することについて問題ないものと調査しております。

議長 議案第26号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第26号について、「届出を受理する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。10ページを御覧ください。日程第7「生産緑地地区に指定した農地の利用状況について」、議案第27号から11ページ35号までの9議案について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 生産緑地制度は、都市農地の適正な保全等を目的とした制度であり、令和4年度から指定された生産緑地地区の農地の利用状況について、宇都宮市長より意見を求められております。議案第27号は旧市地区、議案第28号及び29号は豊郷地区、議案第30号から32号は国本地区、議案第34号は姿川地区、議案第35号は雀宮地区の生産緑地地区です。これら全ての農地の利用状況について、地区調査会で調査した結果、「農地として適正に耕作している」ことを確認しております。

議長 議案第27号から35号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第27号から35号について、農地の利用状況について「問題なしとする」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。12ページを御覧ください。日程第8「県営海道地区土地改良事業の非農用地設定に係る意見について」、議案第36号を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 栃木県河内農業振興事務所より、県営海道地区土地改良事業の非農用地設定に係る意見を求められたことから、回答するものとなります。令和2年より、海道地区において、土地改良事業が進められておりますが、県において、県道下岡

本上戸祭線の拡幅の計画があることから、県道に接している当該地2, 100平方メートルを非農用地設定するものです。非農用地設定により、周辺農地への影響はないものと調査しておりますことから、非農用地設定することについて、問題ないものと調査しております。

議 長 議案第36号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第36号について、「計画を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。13ページを御覧ください。日程第9「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、議案第37号から43号までの7議案について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第37号から議案第40号は、清原地区の計画です。畑の貸し借りが4件です。

議案第41号は、瑞穂野地区の計画です。畑の貸し借りです。

議案第42号は、豊郷地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第43号は、上河内地区の計画です。田の貸し借りです。

これらの計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議 長 議案第37号から43号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第37号から43号について、「計画を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。14ページを御覧ください。日程第10「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画作成の要請について」、議案第44号から47号までの4議案について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第44号は、瑞穂野地区の計画です。譲受人が、譲渡人から、畑2筆, 2, 844平方メートルを売買により取得するものです。

議案第45号は、雀宮地区の計画です。譲受人が、譲渡人から、畑2筆, 計2, 596平方メートルを売買により取得するものです。

議案第46号は、城山地区の計画です。譲受人が、譲渡人から、田1筆, 4, 223平方メートルを売買により取得するものです。

議案第47号は、上河内地区と河内地区の計画です。譲受人が、譲渡人から、

田 8 筆， 1 2， 8 6 2 平方メートルを売買により取得するものです。

これらの計画は，農地中間管理機構である県公社が行う農地売買等事業であり，農用地の売渡申出書，農用地等買受申込書が提出されており，移転の土地，契約の内容，譲渡の状況等調査いたしましたところ，いずれも適正な計画であると調査しております。

議 長 議案第 4 4 号から 4 7 号について，質疑願います。

委 員 （意見等なし）

議 長 質疑がないので，お諮りします。議案第 4 4 号から 4 7 号について，「計画作成を要請する」ことに，御異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長 御異議がないので，そのように決定します。1 5 ページを御覧ください。日程第 1 1 「所有者不明農地の公示について」，議案第 4 8 号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第 4 8 号について，御説明いたします。今回の議案については，農地法による所有者不明農地の公示となります。本制度は，「遊休農地」や「耕作者が不在または不在となることが確実な農地」の貸借において，農地の所有者が分からないとき，また，共有地で過半の持ち分を有するものの所在が分からない農地について，受け手が決まっている場合に，農地バンクを通して権利設定ができる制度です。まず，今回の所有者不明農地の概要につきましては，1 に記載のとおり西刑部町の農地です。次に所有者等の探索結果につきましては 2 に記載の通りですが，登記所有者は既に死亡しており，探索範囲の法定相続人については，全員相続放棄しております。次に当該地における権利設定につきましては 3 の通りです。最後にスケジュールにつきましては 4 の通りですが，2 か月の公示を経て 1 1 月の定例総会において，促進計画（案）の意見聴取の予定であり，借受予定者の利用開始は令和 8 年 1 月になる予定です。

議 長 議案第 4 8 号について，質疑願います。

委 員 （意見等なし）

議 長 質疑がないので，お諮りします。議案第 4 8 号について，「所有者不明農地として公示する」ことに，御異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長 御異議がないので，そのように決定します。1 6 ページを御覧ください。日程第 1 2 「宇都宮市農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見について」は，本日行う合同調査会の結果を踏まえ，最終的に意見を決定するため，先に報告事項に入ります。1 7 ページを御覧ください。それでは，事務局より報告願います。

事務局 [事務局より報告第 1 から報告第 8 まで一括で報告する。]

議 長 議案書の 2 7 ページを御覧ください。日程第 1 2 「宇都宮農業振興地域整備計

画の一部変更に係る意見について」は、先ほどの合同調査会で決定した意見を、農業委員会の意見として決定することで御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。議案の審議は全て終了しましたので、「その他」皆様から何か報告等はありませんか。

委 員 (特になし)

議 長 事務局から報告等はありませんか。

事務局 (特になし)

議 長 全ての審議が終了しましたので、以上で第２３回定例総会を終了します。

(閉会 午後１６時１３分)